

# 社会保険

# いばらき

# 4

学生納付特例制度をご存知ですか

2014 April  
NO.429

- 産前産後休業期間中の保険料免除が始まりました
- 健康診断のご案内
- 契約保養施設のご案内



「般若院のしだれ桜」(撮影・龍ヶ崎市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

# 「学生納付特例制度」をご存じですか？



20歳以上の学生を扶養されている皆さん  
国民年金保険料の「学生納付特例制度」をご存じですか？

学生納付特例制度は、所得がない学生の方が、将来、年金を受け取ることが出来なくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることが出来なくなることなどを防止するため、学生ご本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

## 対象となる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(\*)に在籍する学生で、学生ご本人の前年所得が基準以下の方  
(\*)「各種学校」→学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

## 所得の基準

**118万円+扶養親族等の数×38万円**

で計算した額以下の所得である場合

## 申請手続き

### 住所地の市町村役場国民年金担当窓口

なお、平成25年度に学生納付特例制度の適用を受けた学生の方で、平成26年度の申請用ハガキが送付された方については、申請用ハガキに必要事項を記入の上、返信して下さい。

## 学生納付特例期間に係る年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」、「未納」は、このように違います。

|                  |          | 納 付         | 学生納付特例       | 未 納          |
|------------------|----------|-------------|--------------|--------------|
| 障害基礎年金<br>遺族基礎年金 | (受給資格期間) | ●<br>算入されます | ●<br>算入されます  | ×<br>算入されません |
|                  | 受給資格期間   | ●<br>算入されます | ●<br>算入されます  | ×<br>算入されません |
| 老齢基礎年金           | 年金額に反映   | ●<br>反映されます | ×<br>反映されません | ×<br>反映されません |

- 障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するためには、保険料の納付要件のほかに、一定の受給要件があります。
- 学生納付特例を受けた期間については、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。
- 学生納付特例が承認された期間の国民年金保険料については、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める(追納)ことができます。(保険料の追納は、原則として先に経過した期間から行うこととされています。また、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。)

就職したら、  
学生時代の  
国民年金保険料  
を追納することを  
お勧めします。

平成26年4月より、免除・納付猶予および学生納付特例が、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになりました。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

◆詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください◆

## 平成26年4月から

# 産前産後休業期間中の 保険料免除が始まりました

次世代育成支援をするために、産前産後休業を取得した方は育児休業と同じように保険料免除などを受けることができます。

### ● 産前産後休業期間中の保険料免除

※ **平成26年4月30日以降** に産前産後休業が終了となる方（平成26年4月分以降の保険料）が対象となります。

- ・産前産後休業期間中（産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）の保険料が免除されます。

《手続き》

- ・事業主の方は『**産前産後休業取得者申請書**』を提出する必要があります。

### ● 産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

※ **平成26年4月1日以降** に産前産後休業が終了となる方が対象となります。

- ・産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の3カ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定します。

《手続き》

- ・被保険者の方（事業主経由）は『**産前産後休業終了時報酬月額変更届**』を提出する必要があります。

※ 産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は提出できません。

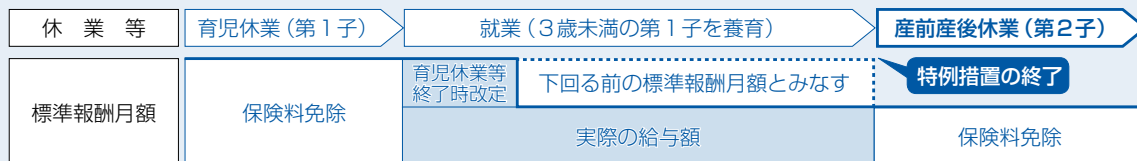
### ● 産前産後休業を開始したときの標準報酬月額特例措置の終了

- ・3歳未満の子の養育期間に係る標準報酬月額の特例措置（年金額の計算時に、下回る前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなす）は、産前産後休業期間中の保険料免除を開始したときに終了となります。

（「養育期間標準報酬月額特例終了届」の提出は不要です）

《イメージ》

- ・青い太線（**—**）は、標準報酬月額の高さを表しています。
- ・青い破線（**.....**）は、年金給付額算定上の標準報酬月額の高さを表しています。



詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構

検索



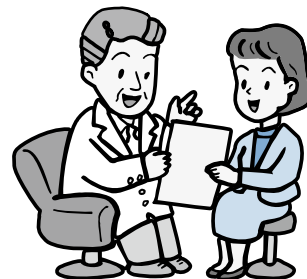
日本年金機構  
Japan Pension Service

# のご案内

## 特定健診(被扶養者の健診)について

### ♪ 特定健診とは?

40歳～74歳の被扶養者(ご家族)様が対象の健診です。基本的な項目に加え、医師が必要と判断した場合には詳細な項目も補助の対象となります。

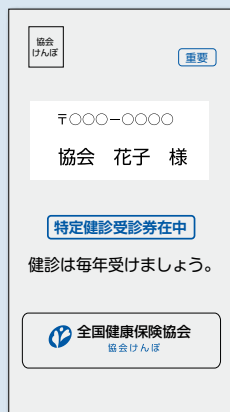
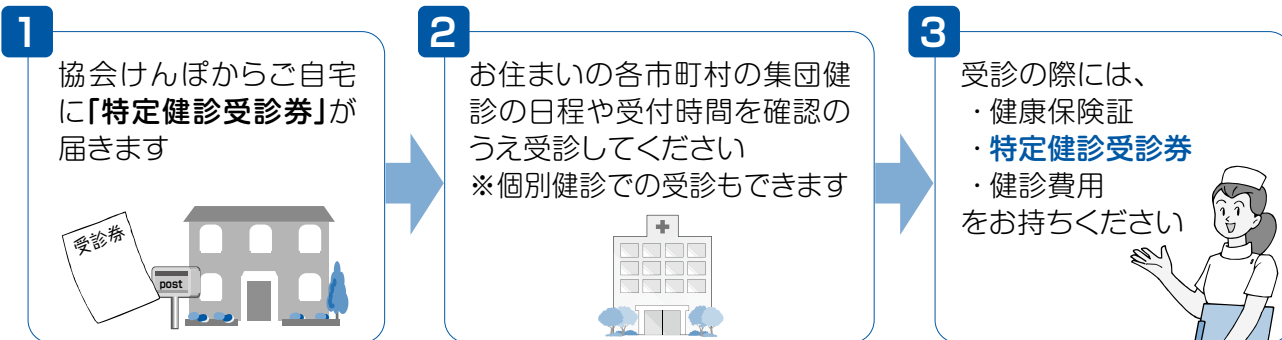


### ♪ 受診場所と自己負担額

|      |   |
|------|---|
| 個別健診 | 実施可能な医療機関で受診する場合の自己負担額は <b>1,688円</b> です。                   |
| 集団健診 | 市町村が実施する集団健診の会場(保健センターや公民館など)で受診する場合の自己負担額は <b>500円</b> です。 |

お住まいの各市町村では、**がん検診**も受けられます! がん検診についての詳細は、各市町村の広報をご覧ください。

### ♪ 受診までの流れ



『特定健診受診券』は平成26年度も4月にご自宅へ届きます!

被扶養者(ご家族)様が特定健診を受診する際に必要な『特定健診受診券』は**4月に被保険者様のご自宅に届きます**。特定健診についての詳細は、同封のパフレット等をご覧ください。

なお、「宛てどころに尋ね当たらない」などの理由でお届けできなかった受診券は、事業主様へお送りし配布いただいております。平成26年度も、ご自宅にお送りできなかった受診券は事業主様へお送りしますので対象の方への配布に、ご協力をお願いいたします。

← **4月に届く黄色の封筒**を必ず開封し、ご確認ください!

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

# 健康診断

## 生活習慣病予防健診(被保険者の健診)について

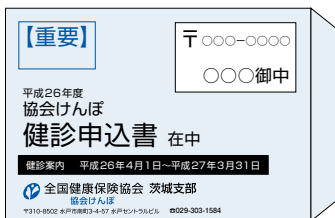
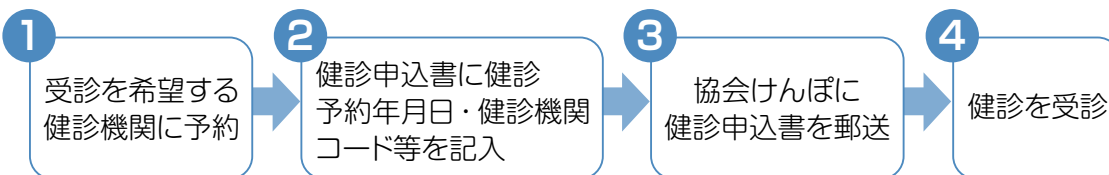
35歳～74歳の被保険者(ご本人)の方が対象の健診です。

### 生活習慣病予防健診のメリット

- **がん検診の内容も含まれます!** (肺がん・胃がん・大腸がん等)  
病気の早期発見やその後の治療に大変有効です。
- **とってもおトク!**  
健診費用の約6割を協会けんぽが負担するので、**18,500円相当の健診を、約7,000円の自己負担**で受けることができます。
- **定期健康診断の内容を全て含みます!**  
事業者が義務付けられた「労働安全衛生法に基づく定期健康診断」の項目を全て含んでいます。



### 受診までの流れ



詳しくは4月に事業所に届くご案内や、協会けんぽホームページをご覧ください!

## 生活習慣病予防健診 Q & A



**Q** 通院中なので、健診を受診する必要はないのでは?

**A** いいえ。定期的に通院されている場合でも、健診によって**新たな病気を早期発見**できる場合もあります。かかりつけの医師とご相談の上、ぜひ健診を受診してください。



**Q** 会社の定期健診を受けていれば十分では?

**A** いいえ。生活習慣病予防健診は「労働安全衛生法に基づく定期健康診断」の項目を全て含むだけでなく、**がん検診(胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)**の内容など、定期健診には含まれない項目まで検査ができるので安心です。ぜひ受診してください。

### お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki>

☎029-303-1584 (保健グループ)

# 契約保養施設のご案内

茨城県社会保険協会では下記施設と年間契約を結び、会員事業所さまの被保険者及び被扶養者を対象に宿泊される皆さまの宿泊料補助を行っております。

被保険者及び家族の保養・健康増進に是非ご利用ください。

| 施設名                    | 所在地  | 電話番号         | 補助額                |
|------------------------|--|--------------|--------------------|
| 久慈サンピア日立               | 〒319-1223<br>日立市みなと町6-1  | 0294-53-8000 | 1人1泊2食付き<br>1,000円 |
| 袋田温泉<br>「思い出浪漫館」       | 〒319-3523<br>久慈郡太子町袋田978   | 0295-72-3111 | 1人1泊2食付き<br>1,000円 |
| 大洗海岸<br>「大洗ホテル」        | 〒311-1301<br>東茨城郡大洗町磯浜町6881  | 029-267-2151 | 1人1泊2食付き<br>1,000円 |
| ヘルシーパル赤城               | 〒379-1104<br>群馬県渋川市赤城町敷島44   | 0279-56-3030 | 1人1泊2食付き<br>2,000円 |
| 磐梯 西村屋                 | 〒969-2752<br>福島県耶麻郡猪苗代町中ノ沢温泉   | 0242-64-3311 | 1人1泊2食付き<br>2,000円 |
| 船員保険会施設<br>「鳴子やすらぎ荘」   | 〒989-6832<br>宮城県大崎市鳴子温泉字星沼18-2   | 0229-87-2121 | 1人1泊2食付き<br>2,000円 |
| 船員保険会施設<br>「サンポートみさき」  | 〒238-0243<br>神奈川県三浦市三崎5-3806   | 046-882-2900 | 1人1泊2食付き<br>2,000円 |
| 船員保険会施設<br>「箱根嶺南荘」     | 〒250-0405<br>神奈川県足柄下郡箱根町大平台442-1   | 0460-82-2898 | 1人1泊2食付き<br>2,000円 |
| 船員保険会施設<br>「やいずマリンパレス」 | 〒425-0022<br>静岡県焼津市本町1-6-3   | 054-629-1011 | 1人1泊2食付き<br>2,000円 |
| 利用資格                   | 一般財団法人茨城県社会保険協会の事業に賛同し会費を納めている事業所の被保険者及び被扶養者   |              |                    |
| その他                    | 各施設 1人2泊まで（年度内） ※予定人員に達し次第、締め切ります。<br>施設利用料金等につきましては、各施設にお問い合わせ下さい。<br>ご利用日をキャンセルする場合は、キャンセル料の発生時期が各施設により異なりますのでご確認ください。 |              |                    |

## 利用補助 お申し込み方法



※ 保養施設利用承認申請書は、茨城県社会保険協会 HP の契約保養施設よりダウンロードできます。

### ★利用補助のお申し込み・お問い合わせ★

〒310-0021 水戸市南町三丁目4番12号 常陽海上ビル8階

一般財団法人茨城県社会保険協会 Tel 029-226-8005 <http://www.ibashaho.or.jp>